

第2回検討会補足資料

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局 母子保健課

妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援を行う**ことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
 - **平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村**

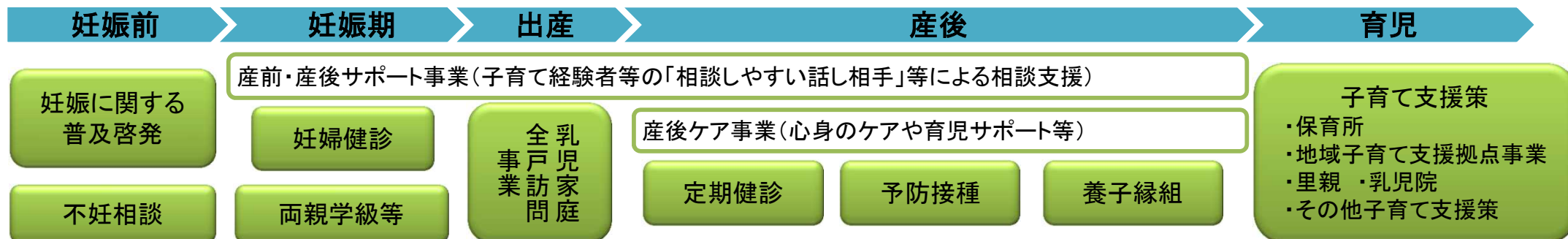
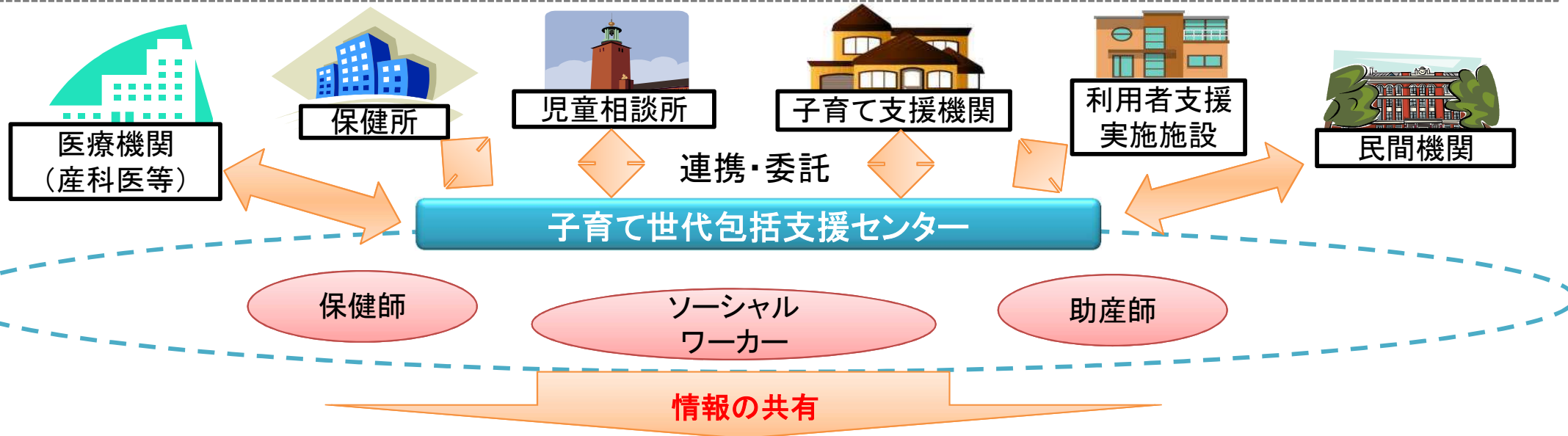
地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**



地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施

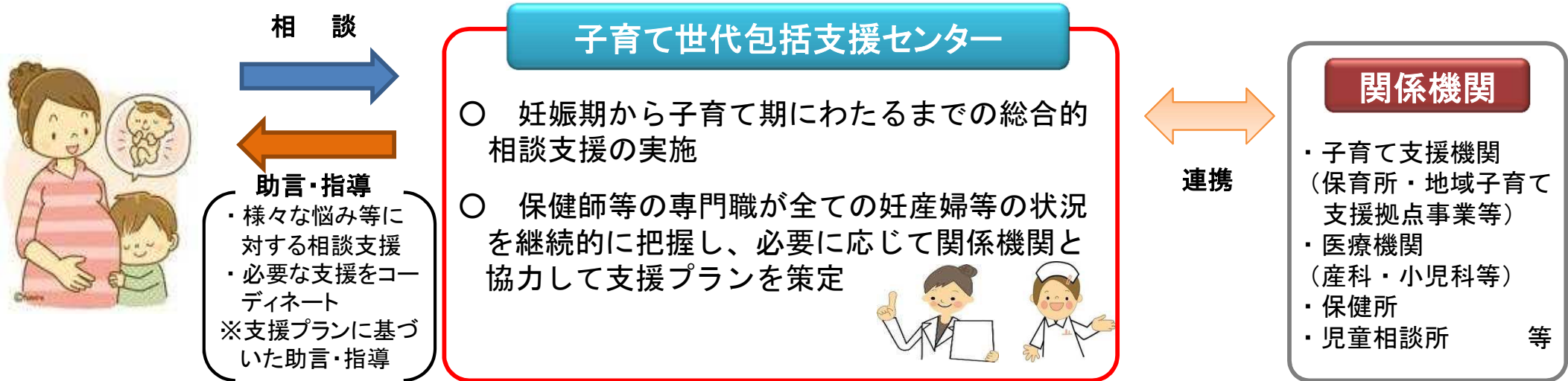


妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

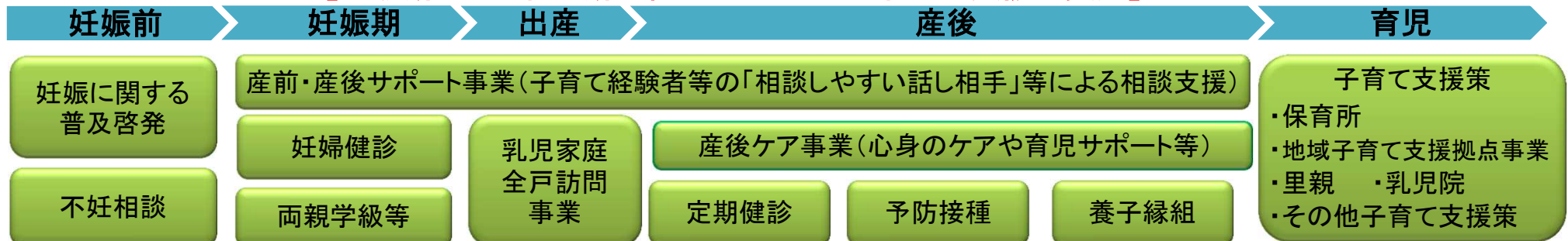


子育て世代包括支援センターについて

- 「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
- 「子育て世代包括支援センター」は、以下の要件を満たすことが必要。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること
 - ② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）
 - ③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）
- ※ 子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業（母子保健型）のみならず、利用者支援事業（基本型）や市町村保健センター等も活用し実施する。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



産後ケア事業について

※「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施

事業目的等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度からは、妊娠・出産包括支援事業の任意事業として実施(子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業「母子保健型」(子育て世代包括支援センター)の実施を条件))

対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、「(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者」、又は「(2) その他特に支援が必要と認められる者」(ただし、病院等への入院を要する者は除く。)

事業内容

「宿泊型(※1)」又は「デイサービス・アウトリーチ型(※2)」により、母子に対し、以下のような心身のケア等を実施。

- (1)母体ケア、乳児ケア
(2)育児に関する指導、カウンセリング
(3)心身のケア、育児サポート

※1 医療機関等において、空きベッドの活用等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、産婦に休養の機会を提供。（利用期間は原則7日間以内。ただし、市町村が必要と認めた場合には延長可能。）

※2 日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施。

※3 利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収。

实施担当者

助産師、保健師又は看護師等の担当者を必要に応じて配置。

(ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の勤務が条件)

実施場所等

- (1) 宿泊型・・・6名程度の利用者が宿泊可能で、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等を有する施設において実施。
- (2) デイサービス型・・・20名程度の利用者が利用可能で、事業を行うために必要な設備を有する施設において実施。

(平成26年度事業実績)

29市町村(妊娠・出産包括支援モデル事業の実施市町村数)